

マイナ保険証について

I. マイナ保険証が始まっています！	1ページ
II. 医療機関の受診方法について	3ページ
III. 資格情報のお知らせの送付について	7ページ
IV. 事業主の皆様へのお願いとお問い合わせ先	13ページ

I. マイナ保険証が始まっています！

マイナ保険証での受診が始まっています

令和6年（2024年）12月2日に健康保険証は**廃止**され、
マイナ保険証による医療機関等の受診を基本とした仕組みに変わります！
マイナ保険証で受診するメリットは大きく**2点**です。

※マイナ保険証とは…マイナンバーカードを健康保険証として利用登録したものです。

安心 よりよい医療が受けられる！

- 特定健診や診療の情報を医師と共有でき、重複検査を防ぎ、自身の健康・医療データに基づくより適切な医療を受けられます。 ※本人の同意なく情報が共有されることはありません。
- 薬の情報も医師・薬剤師と共有でき、重複投薬や禁忌薬剤投与のリスクも減少します。 ※本人の同意なく情報が共有されることはありません。
- 旅行先や災害時に受診する際も、薬の情報等が連携されます。

便利 各種手続きも便利・簡単に！

- 医療費が高額な場合に申請する「限度額適用認定証」が不要になります。
- 就職や転職後の保険証の切り替え・更新が不要になります。
- 高齢受給者証の持参も必要なくなります。
- マイナポータルで医療費通知情報を入手でき、医療費控除の確定申告が簡単にできます。



令和6年（2024年）12月2日以降、**新規に健康保険証は発行されません。**



I. マイナ保険証が始まっています！

発行済みの健康保険証の取り扱い

従来の健康保険証は令和6年（2024年）12月2日に廃止されますが、
現在お持ちの健康保険証は、退職等で資格喪失にならない限り、令和7年
（2025年）12月1日まで使用できます。



※令和7年（2025年）12月1日までに退職等で使用できなくなった保険証は、会社へ返納してください。

令和7年（2025年）12月2日以降については保険証の自己破棄も可能です。

マイナ保険証を持っていない方の医療機関受診方法

マイナンバーカードを持っていない、又はマイナ利用登録をしていない方は、保険者から交付される**資格確認書**を提示すれば、マイナ保険証のメリットはありませんが、これまで通りの保険診療を受けることができます。

資格確認書の発行は以下のとおり行います。

【新規加入者】

- 資格確認書は、**令和6年（2024年）12月2日以降**、資格取得届などによる本人からの申請に基づき、会社を経由してマイナ保険証をお持ちでない加入者に発行します。

(※) 新規加入時に申請がなかった方でマイナ保険証をお持ちでない方などには、申請によらず資格確認書を発行しますが、相当な期間を要することから、できる限り資格取得届の提出時に申請をお願いします。

【既存加入者】

- 令和7年（2025年）12月2日以降**、保険者が必要と判断した場合（※）に資格確認書を発行します。

(※) マイナ保険証をお持ちでない方、マイナンバーが未登録の方などに発行します。

※資格確認書の有効期限内に退職した場合、資格確認書は会社へ返納してください。

有効期限が切れた資格確認書については自己破棄も可能です。

協会において発行する資格確認書のイメージ

- 材質・サイズ・形状は健康保険証と同様（プラスチック製・カード型）です。
- 有効期間は4～5年です。
※1年単位の発行期間を設定し、発行期間ごとに同一の有効期限を設定するため、発行時期によって有効期限は4～5年になります。
- 資格確認書の記載事項は以下のとおりです

掲載面	記載事項
表面	<ul style="list-style-type: none"> ・記号・番号 ・枝番 ・氏名（漢字、フリガナ） ・被保険者氏名 ・生年月日 ・本人・家族区分 ・被保険者/被扶養者 ・性別 ・QRコード <p>※高齢受給者証等証明書の情報を現行同様、別証として発行するため資格確認書には負担区分を記載しない ※船員保険においては、発行業務等が健康保険側と異なることから、識別番号、QRコード、支部名を券面情報に記載しない</p>
裏面	<ul style="list-style-type: none"> ・住所 ・備考欄（性同一性障害の方向けの性別対応は備考欄に記載予定） ・注意事項欄 ・臓器提供意思表示欄

レイアウトイメージ



「QRコード」は(株)デンソーウェーブの登録商標です。

Ⅱ. 医療機関の受診方法について

【参考】マイナンバーカードと保険証の一体化後の保険医療機関等の受診方法

①

マイナ保険証



オンライン資格確認が可能な医療機関で使用可能

有効期限：無

オンライン資格確認不可の医療機関の場合は以下の方法のいずれかにより受診可能

マイナンバーカード



マイナポータル (スマホ)

※医療機関で受診する際はマイナ保険証によるオンライン資格確認が原則だが、オンライン資格確認不可の医療機関や、停電、ICチップ破損等有事の際には、スマホで資格情報画面を表示し、マイナンバーカードを提示することで医療機関の受診が可能。
(スマホのみでの受診は不可)

マイナンバーカード



マイナポータル (PDF)

※オンライン資格確認不可の医療機関や、停電、ICチップ破損等有事の際には、マイナポータルから自身のスマホ等の端末にPDF形式で医療保険の情報を保存し、保存した資格情報をマイナンバーカードと共に提示することで医療機関の受診が可能。
(資格情報のPDFのみでの受診は不可)

マイナンバーカード



資格情報のお知らせ

※左記のようにスマホでの対応が困難な方は資格情報のお知らせとマイナンバーカードを提示することで医療機関の受診が可能。
(資格情報のお知らせのみでの受診は不可)

②

健康保険証

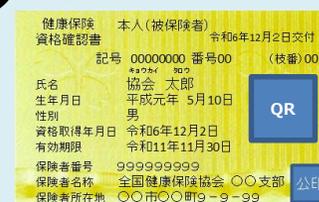


すべての医療機関で使用可能

有効期限：令和7年12月1日まで
※経過措置期間終了まで

③

資格確認書



すべての医療機関で使用可能

有効期限：最大5年

Ⅱ.医療機関の受診方法について

(参考) マイナ保険証・資格確認書・資格情報のお知らせの比較

	名称	形状	取得方法	使用目的	使用方法
①	マイナ保険証	マイナンバーカード 	マイナンバーカードの入手後、マイナンバーカードの保険証利用登録を行う	カードリーダーが設置されている医療機関を受診するとき	医療機関に設置されているカードリーダーで読み取り
②	資格確認書	従来の健康保険証と同じプラスチックカード型(色は黄色) 	・資格取得時等に申請 ・マイナ保険証をお持ちでない方に職権で発行	マイナ保険証をお持ちでない方が医療機関を受診するとき	医療機関に提示
③	資格情報のお知らせ	紙製カード型 	・資格取得時に送付(申請不要) (マイナポータルから確認できる「わたしの情報」でも代用可能) ・既加入者には本年9月に送付予定	カードリーダーが使えない場合に医療機関を受診するとき	マイナ保険証と資格情報のお知らせの両方を医療機関に提示 (資格情報のお知らせのみでは受診不可)

資格情報のお知らせ及び加入者情報 (マイナンバー下4桁) の送付について

先ほど説明した仕組みを実現し、加入者様に安心してマイナ保険証をご利用いただくため、加入者様が加入者資格を簡易に把握して、円滑な健康保険の手続きを可能とするための資格情報のお知らせと併せて、加入者情報（マイナンバーの下4桁）をお知らせして、マイナンバーの紐づけに誤りがないか確認を行います。

なお、資格情報のお知らせと加入者情報（マイナンバー下4桁）については、加入者様に確実かつ効率的に送付するため、事業主様を経由した送付により実施します。



Ⅲ.資格情報のお知らせの送付について

○対象者、送付時期等

送付対象者及び送付時期等については以下のとおりです。

送付対象者	加入者全員
送付時期	1回目 令和6年9月9日（月）～令和6年9月30日（月） 2回目 令和7年1月22日（水）～令和7年2月3日（月） * 1回目の対象者データ抽出日から令和6年11月29日（金）までに新規資格取得した対象者（データ抽出時点の現存者。事業所の管轄外所在地変更により事業所記号が変わった場合も含む。）
送付方法	一般加入者 ：個人別に封入 ➤ 事業主経由での送付 * 特定記録郵便。封筒または箱に梱包し送付します。 * 送付方法については、11ページのとおり。

○資格情報のお知らせ及び加入者情報（マイナンバー下4桁）の内容

送付する資格情報のお知らせと加入者情報（マイナンバー下4桁）の内容は以下のとおりです。
なお、説明のチラシとマイナ保険証促進チラシを同封します。

資格基本情報

- 協会システムで保有している以下の資格基本情報をお知らせします。
- 記載内容は以下のとおり。
・記号番号枝番 ・氏名フリガナ ・生年月日 ・負担割合 ・資格取得年月日 ・保険者名

マイナンバー（下4桁）のお知らせ（確認）

- マイナンバーの確認結果に基づき、送付物を以下の区分に分類して、個人番号（下4桁）をお知らせ（確認）します。
 - ・5情報に不一致がない者、不一致があったものの保険者で確認済みの者
 - ・5情報の一部不一致があったもののリスクが低いと判断した者
- なお、マイナンバーが未提出の者等については、個人番号の提出を依頼します。（マイナンバーの下4桁は記載しません。）

資格情報のお知らせ

- マイナ保険証で受診することができず、マイナポータルの資格情報画面を提示できない場合に、マイナンバーカードと併せてご利用いただくとともに、加入者資格を把握して円滑な健康保険の諸手続きを可能とするため、資格情報をお知らせします。
 - 記載内容は以下のとおり。
・記号番号枝番 ・氏名フリガナ ・生年月日 ・資格取得年月日 ・保険者番号保険者名
- * 切り取ってご利用いただきます。

Ⅲ. 資格情報のお知らせの送付について

【送付物イメージ】

送付物イメージ

お問い合わせ番号
00-00000000-00000000-00
〒123-4567
東京都〇〇区〇〇町 1-2-3
全国健康保険協会 〇〇支部

(記号) 12345678 (番号) 1234567
(被保険者氏名) 協会 太郎 様
(対象者氏名) 協会 太郎 様

資格情報のお知らせ

あなたの加入する健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします(令和6年〇月〇日時点)。
なお、このお知らせのみでは受診できません。

記号	1234678	番号	1234567	(枝番)	00
氏名	協会 太郎				
フリガナ	キョウカイ タロウ				
生年月日	平成元年 10月 1日				
負担割合	3割(令和6年〇月〇日時点)				
資格取得年月日	令和2年1月1日				
保険者名	全国健康保険協会 〇〇支部				

スマートフォンをお持ちの方は、以下の二次元コードからマイナポータルにログインすることで、ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご利用ください。

— マイナポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら —



マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合については、スマートフォンの資格情報画面をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます(スマートフォンをお持ちでない方は、この文書をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます)。

なお、現在、医療保険のデータベースに登録されているあなたの個人番号(マイナンバー)は次のとおりです(12桁のうち下4桁のみ表示)。万が一、表示されている下4桁の数字が、ご自身の個人番号(マイナンバー)の下4桁と一致していない場合には、保険者までご連絡ください。

***** 6825 **1**

左を切り取ってご利用いただくこともできます
(このお知らせのみでは受診できません)

2

資格情報のお知らせ					
記号	12345678	番号	1234567	枝番	00
氏名	協会 太郎				
生年月日	平成元年 10月 1日				
資格取得年月日	令和2年 1月 1日				
保険者番号	12345678				
保険者名称	全国健康保険協会 〇〇支部				



1 マイナンバーの下4桁が記載されています。

医療保険のデータベースに登録されてるマイナンバーの下4桁を表示しており、ご確認いただけます。

※マイナンバーの未提出等により、当協会が正確なマイナンバーが把握できていない場合、記載しておりません。

2 資格情報のお知らせです。

令和6年12月から以下の場合に使用できます。
点線で切り取って大切に保管ください。

給付金等の申請に！

- 健康保険の各種給付金等の申請に必要な健康保険の記号・番号を知ることができます。

医療機関等の受診時に！

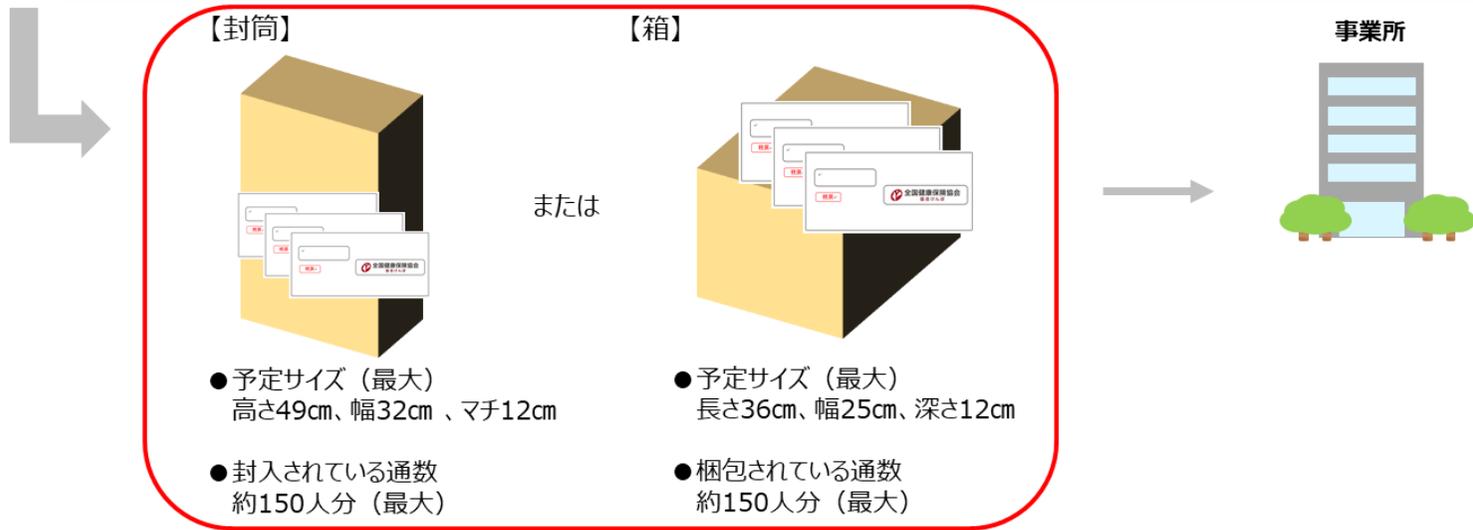
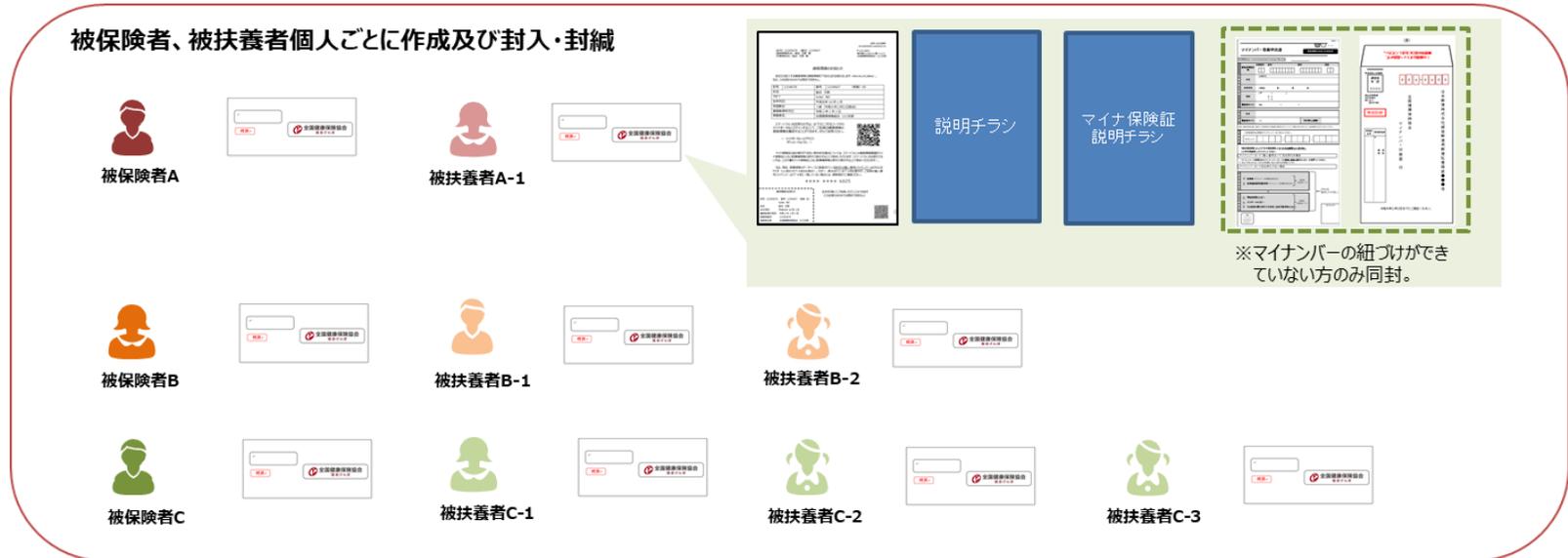
- オンライン資格確認システム※を導入していない医療機関や健診機関等でもマイナ保険証と併せて受診できます。

※ 健康保険の資格情報等が確認できるシステム

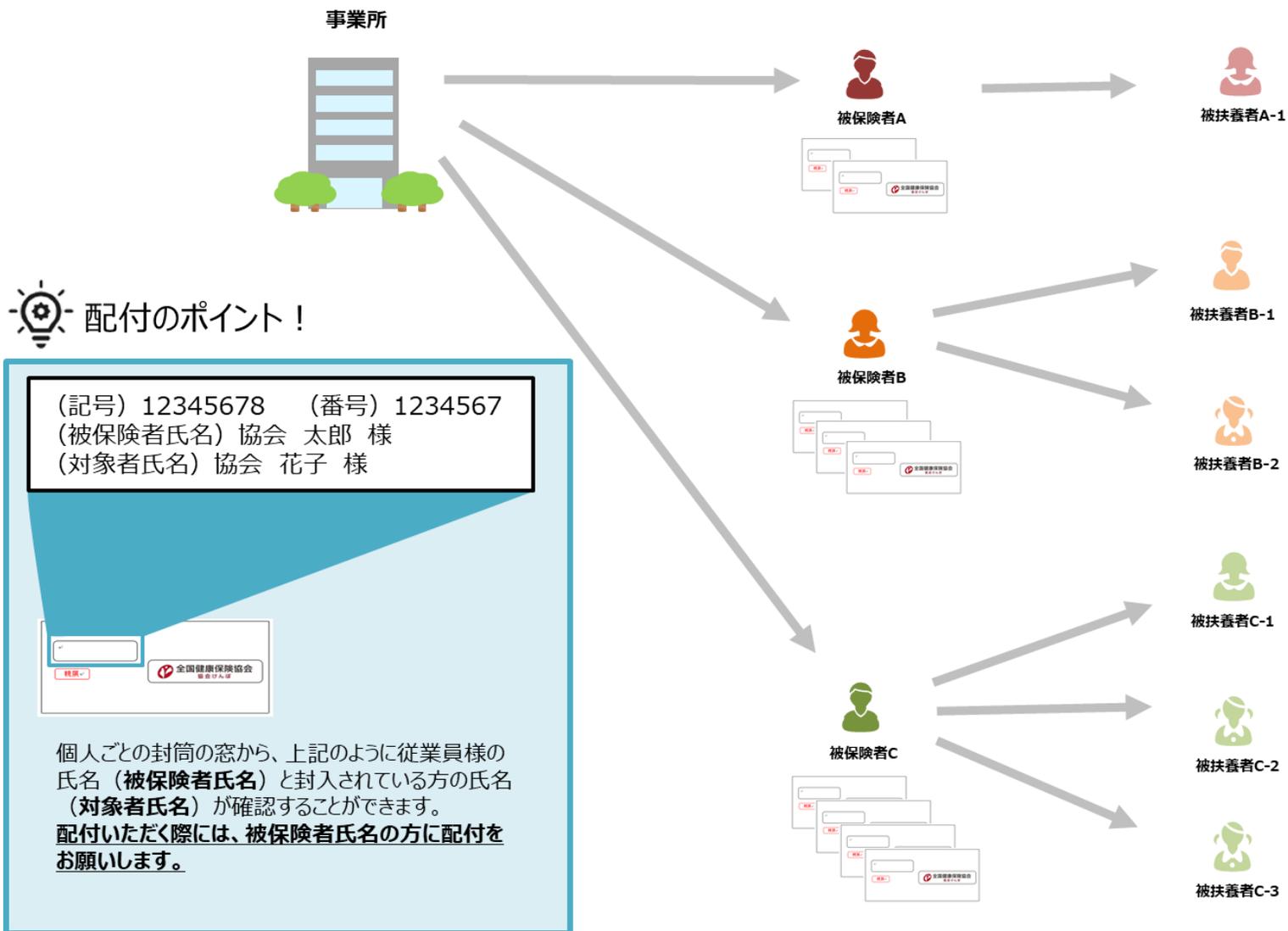
※マイナンバーの紐づけができていない方については、マイナンバーの下4桁は記載がありません。マイナンバーの提出をお願いするため、申出書を同封します。

Ⅲ. 資格情報のお知らせの送付について

【封入封緘、発送イメージ図（事業所宛）】



【配付方法イメージ図（事業所）】



事業主の皆様へのお願い

事業主の皆様への4つのお願いです。

1. 新規採用者については、内定段階でマイナンバーを収集してください。
健康保険の資格取得届および被扶養者異動届は、5日以内に日本年金機構へご提出ください。

※健康保険法施行規則上の義務です。

2. マイナンバーの収集を委託している場合でも、5日以内に提出されるよう、早期に委託業者への業務(契約)の見直しをお願いします。

3. 資格取得届および被扶養者異動届のご提出にあたり、マイナンバーを正確にご記載ください。

※健康保険法施行規則において、事業主は、届出に際し、マイナンバーの提出を求め、または記載事項にかかる事実確認をすることができると規定されています。

4. 協会けんぽは、マイナ保険証の利用率目標を定めました。
従業員の皆さまに対し、医療機関や薬局での受診の際には、ぜひマイナ保険証で受診するよう、積極的に呼びかけてください。

※健康経営優良法人認定制度の調査項目に、事業主のマイナ保険証の利用促進の取組状況が追加される予定です。

ご協力よろしくお願ひいたします。

●マイナ保険証に関する問い合わせ先

(国)マイナンバー総合フリーダイヤル

「通知カード」「個人番号カード」に関することやその他マイナンバー制度に関するお問い合わせ先 **0120-95-0178**

※マイナンバー制度やマイナンバーカードに関する一般的なお問い合わせは、国のマイナンバー総合ダイヤルにお願いします。

(協会)マイナンバーコールセンター

- ・協会けんぽでは、以下の事項に対するお問い合わせ先として、専用のコールセンターを設置します。
 - マイナ保険証、オンライン資格確認
 - 資格情報のお知らせ
 - 資格確認書 等
- ・これらに関するお問い合わせは、協会けんぽ支部ではなく、マイナンバーコールセンターにお問い合わせください。
- ・設置期間： 令和6年9月2日から令和8年2月28日(予定)

(※) 上記のコールセンターでは、英語、中国語、韓国語、スペイン語、タガログ語、ポルトガル語、ベトナム語、タイ語、インドネシア語、ネパール語、ビルマ語について対応を行う予定です。加入者等・オペレーター・通訳者の三者通話となります。

より詳しくマイナ保険証について知るためには

マイナ保険証解説動画

マイナ保険証の制度や使用方法について
動画で案内しています。
右の二次元バーコードからご覧ください。



協会けんぽ特設ページ

協会けんぽではマイナ保険証について
解説した特設ページを作成しています。
右の二次元バーコードからご覧ください。

